

姫路医療生協ヘルパーステーション別所

運営規程

指定訪問介護事業

総合事業訪問介護（現行相当サービス）

第1条（事業の目的）

姫路医療生活協同組合が運営する訪問介護事業・総合事業訪問介護（現行相当サービス）は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護等状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、法令遵守と質の向上を目指し、福祉の増進を図る事を目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者に必要なサービス的位置づけを求めることはなく、必要な時に必要な訪問介護・総合事業訪問介護（現行相当サービス）の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護等状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「保険者が定める訪問介護サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の内容及び 保険者が定める介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等の基準に関する要綱を遵守し、事業を実施するものとする。
- 6 第三者評価を受審し、それらの結果を公表し、常にサービスの質の向上を図る。

7 高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進を行う。(詳細は、第 12 条に規程)

第 3 条 (従業者の職種、員数及び職務の内容)

管理者	1 名	当該事業所の従業者の管理、利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
サービス提供責任者	1 名以上	サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護・総合事業訪問介護（現行相当サービス）・総合事業訪問生活援助（市独自基準型サービス）の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画・総合事業訪問介護（現行相当サービス）計画の作成等を行う。
訪問介護員等	3 人以上	訪問介護員等は、訪問介護・総合事業訪問介護（現行相当サービス）の提供に当たる。
事務職員	必要数	事務

第 4 条 (営業日及び営業時間)

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。
(土日祝日及び 12/30～1/3 を除く)
- 2 営業時間 平日（月～金）午前 9 時から午後 5 時までとする。
緊急の場合などは営業時間外でも連絡できる体制とする。
- 3 サービス提供日 年中無休 午前 8 時から午後 6 時までとする。

第 5 条 (訪問介護・総合事業訪問介護（現行相当サービス）の内容及び利用料その他の費用の額)

- 1 訪問介護・総合事業訪問介護（現行相当サービス）の内容及び利用料について
訪問介護計画・総合事業訪問介護（現行相当サービス）計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行う。
- 2 利用料その他の費用について
 - 1) 訪問介護・総合事業訪問介護（現行相当サービス）を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスであるときは、その負担割合証の額とする。
 - 2) 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護・総合事業訪問介護（現行相当サービス）に要した交通費は、その実費を徴収する。※別に定める

料金表の通り

- 3) 訪問介護・総合事業訪問介護（現行相当サービス）の提供開始に際し、あらかじめ、利用者又は、その家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び、金額に関し、事前に説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
 - 4) 早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は、25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は、50%増しとする。
 - 5) 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
 - 6) 法定代理受領サービスに該当しない訪問介護・総合事業訪問介護（現行相当サービス）に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 3 個別サービス計画の提出に関する事項について
- 居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問介護総合事業訪問介護（現行相当サービス）計画の提出の求めがあった際には、当該計画を提出することに協力するように努めるものとする。

第6条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、姫路市（家島町、安富町、香寺町、夢前町を除く）、高砂市（中筋・曾根・阿弥陀・北浜小学校区）とする。

第7条（個人情報保護）

- 1 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報保護の業務を負う。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護させるため、従業者でなくなった後においても、これらの個人情報を保護すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、その家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め文書により得ておくものとする。

第8条（記録の整備に関する事項）

事業所は、職員・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備し、また訪問介護・総合事業訪問介護（現行相当サービス）の提供に関する記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

第9条（緊急時における対応方法）

- 1 サービス提供中に、利用者の病状に急変及び事故等、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族・主治医 及び介護支援専門員等へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者の病状の急変等の時、主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、協力医療機関への連絡を行う等、あらかじめ確認させていただいている緊急時の対応方法に沿い適切な処置を講じるものとする。

第10条（非常災害業務継続計画の策定と推進）

非常災害業務継続計画の策定を行い委員会を組織し、発生時において利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図れるために、従業者に当該計画を周知し必要な研修及び訓練を定期的実施し、いざ非常災害発生時に行動できる運営を行う。

第11条（感染症の予防及びまん延防止のための対策（衛生管理等も含む）及び感染症業務継続計画の策定と推進）

感染症の予防及びまん延防止のための対策（衛生管理等も含む）及び感染症業務継続計画を策定し、委員会を組織し、法定回数委員会を開催する。委員会にて感染症を未然に防止することや、感染症が発生した場合拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築し、従業者に当該計画を周知し必要な研修及び訓練を定期的実施する。

第12条（虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進）

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等防止・身体的拘束等の適正化のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 1回/6ヶ月、法人で高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等の活用も行う）を開催→各事業体で高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会で周知・検討→各事業所で高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会で周知・検討し、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 高齢者虐待防止及び身体的拘束適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対し、虐待防止及び身体的拘束等の適正化のための研修を法定数実施するとともに、新規採用時には必ず研修を実施
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2 事業所はサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命は又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、利用者・家族に説明し同意をもらう。定期的にモニタリングを実施し、身体的拘束等の必要性について検討を行い、適正な運営を図る。

4 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は介護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを姫路市等に通報するものとする。

第13条（その他の重要事項）

1 苦情に対する措置の概要

利用者からの苦情に対応する窓口を設置し、迅速に対応する。

苦情の内容等を記録し、事業所にて共有し再発防止に努める。

2 この規程に定めるその他の運営に関する重要事項については、本事業所の管理者からの報告に基づき、姫路医療生活協同組合が決定する。

附 則	この規程は、平成14年2月15日から施行する	
	平成18年4月1日改訂	平成25年4月1日改訂
	平成29年4月1日改訂	平成29年9月1日改訂
	平成30年4月1日改訂	令和2年7月1日改訂
	令和3年11月1日改訂	令和6年4月1日改訂
	令和6年7月1日改訂	令和6年11月1日改訂
	令和7年5月1日改訂	